

地方行政委員會議録 第十三号

昭和三十一年二月二十五日(土曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君
理事 龜山 孝一君 理事 鈴木 直人君
理事 永田 亮一君 理事 吉田 重延君
理事 北山 愛郎君
青木 正君 川崎末五郎君
木崎 茂男君 渡海元三郎君
徳田與吉郎君 丹羽 兵助君
山中 貞則君 川村 継義君
五島 虎雄君 坂本 泰良君
櫻井 奎夫君 中村 高一君
門司 亮君 横山 利秋君

出席政府委員

自治政務次官 早川 崇君
自治府事務官(自治府事務部長) 奥野 誠亮君
委員外の出席者 専門員 円地与四松君

二月二十五日

委員西村彰一君辞任につき、その補欠として横山利秋君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案(内閣提出第六四号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

○大矢委員長 これより会議を開きます。

地方交付税法の一部を改正する法律案、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案、地方税法の一部を改正する法律案、以上三案を一括議題として前日に引き続き総括質疑を続けます。質疑の通告がありますので順次これを許します。横山利秋君。

○横山委員 私は地方税の改正法案、特にその中における軽油税を中心として質問をいたしたいと思います。

まず最初に政務次官に、問題がたくさんありますのできわめて簡潔に伺いたいと思います。税制について政府がかねがねお約束なさってきた諸般の問題について、早川さんはこれを順守せられるつもりでありますか。

○早川政府委員 御質問の具体的内容はわかりませんが、もちろんその方針であります。

○横山委員 それでは第一にお伺いたしますが、税制につきまして、政府は先般の衆議院の繰選挙及び今次鳩山内閣の新しい組閣に際して重ね重ね言ってきたことがございます。その一つを取り上げてみますと、まず中小企業の減税ということが想起されるのであります。中小企業に対する減税措置は、国税の方では政府はこれをやる必要がないという建前を貫き通して参りました。しかし政府の予期に反しまして、与党は所得五十万円以下を三五%にいたしましたのであります。その後におきまして政府みずから中小企業に対

する減税を公約通りいたしましたことは今日までなきにひとしいのであります。今回ここに軽油税を創設いたしましたゆえんのもの、どうい理由であれ明らかに増税であります。しかもこの軽油税は徴収をされる該当者が減税をせられておるところにまた、間接税とは言いながらきわめて明確に増税であります。かねての政府の中小企業の減税と明らかに矛盾をいたします点について、どうお考えでございますか。

○早川政府委員 全般的な税制改革の基本方針は、減税と同時に所得税のよくな直接税主義をできるだけ間接税に移したい、こういうことも選挙の税制改革の一つの大きいスローガンであつて、その線から申しますと確かに間接税主義の方へ一歩前進したということができるかと思つております。同時にこの問題は地方税でございますので、なるほど間接税であれ直接税であれ、ある意味では増税でございますが、もしこういう軽油課税というものをやらぬ場合を考えたならば、それだけ地方財政に赤字がふえるわけでありませう。ふえた面をどうするかということになりますと、どうしても何らかの補てんをしなければならぬ。その場合に府県民税なり市町村民税というような直接税による補てんよりも、このように特に遊覧バスその他ガソリン税等からいまして、少しアンバランスでありませう軽油税という方法をとりまして、税負担の最大限度の公平をはか

る、こういう趣旨でございますので、従来の党の基本方針からそう逸脱するものでないかと考えております。

○横山委員 私は、地方財政の赤字をどういふふうな解決するかという点については、別の議論にいたしたいと思つております。しかし、かりにあなたの方の議論をとつてみましても、地方財政が赤字であるから今日までの政府の中小企業に対する減税公約を破つてよろしいという議論にはならないと思つております。もしそういう議論が了承されますならば、今後とも政府の数の公約というものは、情勢の変化によつてこれはだめである、こういう議論が、政府側としては常に用意されることに相なりませう。いわんや地方財政の赤字は今日に始まったことではないのです。すでに鳩山内閣成立の際に現存し、昨年の繰選挙に際し現存をいたしておる事実でありまして、これが予測できなかったということはないと思つております。従つて、今日この税を出さなければならぬ関係の諸団体、それから業界が、政府に対して約束に反するではないかと言つておることに對しまして、これでは明確なお答えにならないことを私は申し上げておきたいのであります。

第二番目に、重ねて約束についてお伺いたしたい。それは、第二の政府の公約である税制の簡素化ということでありませう。今日税金が重いということ、不均衡だということ、むずかしいということ、この三つが普遍的な国民

の声であります。従つて、鳩山内閣は税制の簡素化を重ね重ね言つて参りました。ところがこの軽油税はどうでありますか。用途別免税であります。きのうの大蔵委員会で奥野さんに少しその点について質疑を重ねたのであります。用途別免税の結果は、実におそるべき事態を私は想定いたしておるべきであります。政府の閣僚の中で力の強い人が、おれのところだけは免税をしてくれ、業界で力の強い者が、おれのところだけは免税をしてくれ、こういうふうな免税が一つ一つふえていって、最後に残つておるのが本税であります。そうすれば、免税証を発行して、これによつて六千円の差が出てくるのでありますから、片一方では六千円安い軽油を、片一方では高い軽油を買ふ、これだけ明確な事実が出て参りますならば、免税証の横流し、免税証の横流しが天下を往來することは火を見るよりも明らかなことだと思つております。それなるがゆえにこそ、政府は地方税の軽油に関する事項において、実に細密にわたつてその罰則を強化せられておるのだと思つておるのであります。この税制の簡素化ということに全く逆行いたします点について、政務次官はどうお考えでありますか。

○早川政府委員 横山さんのアイデアの一つ承服しかねるのは、用途別免税というやり方は、単に大臣の方、そういうものじゃないのであります。われわれの願うのは、たとえば軽油を使つておる一本釣の漁師というものを考

えた場合に、現在の国民の中でこれほどみじめな生活をしておる方はないのでございます。そういう漁民用の軽油が今よりも四割高くなるという事は忍びがたいことなんで、全体の社会政策から申して、この面においてはとらない。ただし、たとえば観光バスとかいうものは、これは観光会社が負担するのではなくて、受益者負担、消費者負担ということになりますので、六千円軽油が高くなりましてもやむを得ない。そういう大きい社会政策的立場から分けておるのであります。その結果若干販売手続上の複雑さが加わりましても、国の政治全体として考えますならば当然忍ぶべきじゃないか、いわんや社会党の立場から申しましても御賛成願えるのではないかと、かように考えておるわけでありませぬ。

○横山委員 第二の御答弁は……

○早川政府委員 今の答弁のように、若干複雑さが加わりましても、社会政策全般の立場からいってやむを得ない、それは税制の簡素化という趣旨を別に犠牲にするものではなく、もっと高い立場で是認するべきものだ、かように考えているわけでありませぬ。

○横山委員 それでは先ほどの私の意見をあなたはまずまず否定なさるわけでありませぬ。三大公約です。低額所得者の減税をする、中小企業の減税をする、それから税制を簡素化する、これは政府が選挙において掲げた三大スローガンです。その三大スローガンの中小企業の減税は、地方財政が赤字だからやらない、税制の簡素化は、これまた今あなたのお話ですと、高い目的からやむを得ないではないか。一体それで政府の公約はどういうふう

理解したらよいのでありませぬか。高い目的のために、今後すべての庶民が喜びあるいは業界が期待するものは、あなたの答弁ではことごとく破れざるを得ないと思うのであります。それではなりません。私も野党ではありますけれども、政府と党が一たんスローガンを掲げ、多数を占める。そうした以上、私どもの議論も展開をいたしますけれども、国民になりかわって、政府が公約をいたしました点について、そういうことがまじめに行われることを監督批判する必要があります。その批判に対して、いや、約束はしたけれども高い目的のためにやらないうのだとするならば、これまた何をかいわんやと言わなければなりません。

第三番目の政府が公約いたしました点について御質問をいたします。

道路整備五年計画の問題であります。過ぐる二十九年五月二十二日、政府は閣議了解事項をもって、本道路整備五年計画、地方負担の増加を来たす分については所要の財源措置を講ずることとしたいたしました。しかも同五年計画によりますと、揮発油税が、千四百三億の収入見込みに対し二百八十億、二割は一般財源から繰り込むことを予定し、これをもって各委員会の討議にゆだね、これをもって国民を納得せしめておるのであります。しかるに本年揮発油税三百七億の収入見込みに対し、一体一般財源の繰り込みはどのくらいでありますか。その比率は何%になつておりますか。これまた大蔵委員会で大蔵省に質問をいたしましたところ、まことに相済みぬと言つておるの

であります。この揮発油税の二割は一般財源から繰り込もう、といつも言つておつたのですけれども、諸般の事情からいって一般財源からの繰り込みが少なくなつてゐるのはまことに申しわけない、これもいろいろな方向へお金を使うからやむを得ないと言つてゐるのであります。大蔵省はやむを得ないと言つてゐるのだが、あなたの方は一体どういふおつもりでありますか。重ねて第二の質問をいたすのであります。これはあなたの方の道路をよくするということ、あるいは地方財源の問題についても、よくならないのであります。この点について政務次官の御意見を伺いたい。

○早川政府委員 道路五年計画は直

接ごちの所掌ではありませぬので、現在問題になつております軽油課税という目的税に關しましては、御趣旨の線に沿ひまして、道路の整備府県の単独工事あるいは市町村の単独工事、主として府県でございますが、そういう財源に充當したいと考へておりますので、今御心配の点は行政実施上心配はなきものと考へております。

○横山委員 私の言うことがあなたにはよくおわかりにならない。といひますのは、本来目的税といふものは創設するべきものでないといふことは、各国税制学者の圧倒的な意見であります。目的税を創設いたしますと財政の上には弾力性が失われる。今度政府は目的税をまた二つ地方税におきめになるやうであります。それによつてだんだん地方財政は弾力性を失つてしまふ。この金はこれに使わなければならぬ、この金は他に使つてはいかぬといふわけで弾力性を失つてしまふ。従つて世界各国の税制の学者は目的税はあまり創設するなといふ点で全く一致を

いたしておる。しかるにここにガソリン税が五年計画でひもつきになつて、地方譲与税が創設になつた、軽油税がここに創設される、都市計画税がここに創設される、あるいは水利税消防施設税と最近においてはほとんど目的税が創設される段階にある。この議論については私は根本から意見を異にするものであります。かりに目的税を創設するにしたら、ガソリン税、地方譲与税それからここにいう軽油税、この三つを各方面から税金を増税してとつて、それだけ道路がよくならないかといふことであります。私の聞いてゐるのは、そうではなくして、税金を取りあげるときに約束があつて、お前の方からばかりとるのじゃない、一般財源からも必ず二割を繰り込む、こういう約束があつたのにかかわらず、増税はする、しかし一般財源の二割はだんだん減つてしまつて跡形もなくなつてしまつて、従つて増税をした分ほど道路はよくなつていない、こういうことを私は言つてゐる。あなたはいやこの点についてはおれの方の所管でない、こうおっしゃるかも知れぬ。しかしあなたに税金をとる建前において、これは道路がよくなるのですから納得して下さいと言つても、道路はよくなつていない、ほかの方へ使われてしまつてゐる。一般財源の繰り込みはだんだん減つてくる、かてて加えて道路公園へ優良道路でこしは二十億もガソリン税をつぎ込む、正規な道路の整備をまたまだやらなければならぬときに、道路公園へ二十億もガソリン税の中からつぎ込むといふのです。持つてくるどころか持ち出しになつてゐる、こういう点についてあなたはど

○早川政府委員 これは自治政務次官

の所管外ではあります。私個人の見を求められませんでしたのでお答えをいたしません。本来目的税といふのは、アメリカのガソリン税がそうでありませぬけれども、完全に実施されればこれはおもしろい税だと思つてゐる。全般的に目的税が税法上問題があるという御所見は、確かに承知しておりますけれども、特に道路をよくする効果を發揮しておるのは、アメリカのガソリン課税だと思つてゐる。その線から申しまして、日本でガソリン並びに今度は軽油で目的税が道路のために作られるといふことは、私は必ずしも反対すべきものじゃないかと思つてゐる。問題はその結果道路がよくならぬか、ならぬかといふことで、これは總体的な問題でございます。もしそういふものがなかつたならば、どの程度道路に予算がとれるかといふ見込みと比較して論じなければならぬのであります。私は横山委員のようにガソリンが目的税になつたために、道路がよくなるのがかえつて悪くなつたと考へておりませぬ。もしガソリン課税といふものがなかつたら予算はもつと苦しくなり、そうなる道路に充てられる一般の財源がもつと少くなるのじゃないか、かように思つております。従つて客観的、総合的に見たら、現在の日本のような財政状況からいって、目的税のガソリン税が非常に道路に貢献しておるといふことだけは、疑う余地のないところだ、かように考へております。そういう趣旨からいって軽油課税その他も目的にか

ういふ御説明をなさいますか、こう言つてお答えを求めているのです。

は「道路をこわしたときは、自衛隊は費用の負担、補修方法について都道府県と協議して決定する。」と覚書が出て

のお説には賛成できないわけであり

に相談をするといっておる。銭は私うとは言っていないけれども、たれが自衛隊のあとからのこのこついでい

なればなせ今度この法案と同じように出る固定資産税を都道府県にもかける

て道路をこわしたのを監視する人がありましようか。どうしてこれほど道

路をこわす自衛隊から自動車税をとらないのですか。自衛隊が一番こわすと

みたら、自衛隊からどつと税金をとつて、それで道路を直さない。早川さ

ない、国に対して地方が原則として課税しない、こういう建前をとっておりま

んいかがです。○早川政府委員 それは先ほど部長から言われま

す。間接税につきましては、地方税も電気ガス税は自衛隊のみならず各政府

機関の使用します部分につきましても

市町村の収入になって参つてきてい

るわけであり。従いまして、今回創設しようとい

つきましたも、自衛隊の使います軽油につきましては軽油引取税がかかるこ

とになるわけであり。○横山委員 私はあなたが不均衡だ

という議論を重ねるからこういうことを言うのです。不均衡だつたら、一

番道路をこわす自衛隊からもつと均衡のとれた税金をとりなさい、自動車税を

りなさい、こう言うのです。これは地方税です。国税じゃない。自動車税を自衛隊からとりなさいと言つてお

る。そうしてまたガソリン税にしたつて、道路をこわす度合いが不均衡だつたら、自衛隊からもつとたくさんガソ

リン税を特別にとりなさいと言つておる。だから不均衡論をあなたが言われ

はならぬと思う。第二に、あなたは地方財政が不足し

ておるから軽油税をとる、こうおつ

しゃつたのであります。あなたに確信を持っていますか。

○早川政府委員 地方財政の赤字とい

うことは横山委員も十分御存じと思

います。その点、地方財政の赤字のため

にこの軽油課税がなされる。その結

果、二十数億の道路用の目的税が入る

という事は、むしろ地方財政の財源

に役立つ、また必要であると考えてお

ります。○横山委員 地方財政の赤字を埋める

という事であるならば、なぜ特定の

人たちからとるのであるか。地方財政

の赤字を埋めるといふならば、全面課税

にしても決して差しつかえない。そも

そも目的税のゆえんのもの、全般から

とつて一部のみに、一部の問題に使

うとか、一部からとつて一部の受益者

に対して使うとか、こういうことが目的

税のゆえんでありましよう。これは

釈迦に説法で恐縮であります。これは

も、今地方財政が赤字で、地方財政の

赤字に協力してくれというなら、何も

軽油からばかりに求める必要はない。

軽油に求めるにしたら、用途別

免税で特定のところにしわ寄せする必

要はない。これは論理的な問題と現実

的な問題と二方面から、あなたの地方

財政が赤字だからとるといふ論理に対

してはあなたに間違いがある、こうい

うふうに申したのであります。

○早川政府委員 非課税規定の整理と

か、あるいはまた受益者負担といふの

は、政府の方針の一つに入っているの

でございます。それからわれわれの言うのは、ガソ

リンを使っているものが一キロリットル

一万数千円を払う、軽油を使うディー

ゼルのバスなんかのものは全然引取税

を払わない、ただ自動引取税を払うと

いうことの不均衡を是正したいと言

っているのではありません。その点は地方

財政の赤字ともならみ合せて総合的に

こういう制度を設けよう、こう考えて

おるのであります。単に地方財政の

赤字だけでないといふことは、最初に

申し上げた通りでございます。

○横山委員 その辺を話をそらしても

らつては困るのです。今は地方財政が

赤字だから取るというあなたの論理に

対して、私は質問をいたしておる。そ

の辺に急に不均衡が入つてきては、

話が横へ行きます。地方財政が赤字だ

から取るというのであるならば、何も

目的税にする必要がないではないか、

目的税にしたところで、半分ぐらい用

途別免税にする必要はないではないか、

か、こういうことを私は質問をしてお

るのであつて、そのものずばりに答

てほしい。

○早川政府委員 もし横山委員の言

われるように、地方財政の赤字は十分認

めるということであるならば、ほかの

方ということになれば、一般的増税に

よる以外にはないのであります。しか

し非課税規定を整理し、直接それに

よつて受益者が負担するといふ方法で

やる方が、ガソリン税その他等とら

み合せた場合に、税制改革上ベターで

ある、こう考えたのであります。もし

横山委員の言われるように、一般的増

税によつて地方財政の赤字を埋めるの

がベターだといふ御意見であるなら

ど、そこではまっつこうから対立するわ

けであります。

○横山委員 地方財政の赤字を埋める

方法については、私も私どもは必要

の意見を持つておる。増税をする必要

はない。政府のほかの支出を減らせばよ

ろしい。一番道路をこわす自衛隊をな

くしていけばいいのです。これは一石

二鳥か三鳥くらいになる。しかしこ

う議論を今ここでしようとは思わな

いのです。しかし、かりに取らなけれ

ばならぬといふことであるならば、論

理の筋を追つていつたらどうか、こ

う言っているのです。ところが地方財政

が赤字だから取るといふこと、その論

理では矛盾するといふことを申し上げ

ているのです。地方税の赤字がこの軽

油税を創設するゆえんであるというな

らば、この目の前にある法案は矛盾も

はなはだしいではないか、こう言つて

いるのです。あなたの言う地方財政が

赤字だといふ議論は、臨時税制調査

の答申に実は合つておる。臨時税制調

査会は、地方財政が赤字だから、これ

を徴収すると言つておる。同時に臨時

税制調査会はその裏では目的税にせよ

とは言つてない。都市計画税は目的税

にせよと書いてある。しかし軽油税は

目的税にせよとは書いていない。その

点について、あなたの方に論理の矛盾

がある。答申も尊重してない。答申

も尊重してないに、目的税で地方財政

の赤字の財源を埋める、こういう点に

あなたの方の致命的な論理の矛盾があ

る。これは国民も納得するわけにはい

かぬ、こう言つておるのです。

それでは、あなたはいよいよ首をひね

られたから、次に第三番目の矛盾点に

移ります。道路財源がまだ足らぬか

ら、あなたは金をほしい、こうお

つておる。第三番目の理由であります。

道路財源は真に銭がないのであるかという点であります。これは日本の道路がまだ悪い。だからやろうと思えば幾らでも仕事はある。申すに及ばないところでありませぬ。しかし、それにはやはり担税能力という問題の限界があります。第二番目には、政府が道路整備五カ年計画を設定したときの、こうやりませぬという約束がある。この二つがしがらみがある。あなたが仕事を発行していく上において、尊重されなければならぬところでありませぬ。担税力の限界はもう来ておる。すでに臨時税制調査会が、この際増税をすることは、もう一般的にこれをやめるべきだ、そして支出を少くすべきだということを書いておる。国民もまた今増税の時期にあらずと云い、政府また減税をする。と今日まで書いてきた。従って担税力のいかんという点については、これはやめませぬ。問題は、政府の道路整備五カ年計画の設定によって収入が減つておるかということでありませぬ。昭和三十一年度の国庫支出金道路財源として二百九十億が予定されておる。ところが今年のガソリン税の収入は三百七億です。二十九年度のガソリン税の自然増収が五十五億あります。この五十五億は当時の約束によって三分の二が国の道路に回され、三分の一が地方の道路に回される約束になっておる。それによつて国の道路の方へは三十六億行く。合計いたしますと三百四十三億になって、二百九十億を超過することになります。国の方はまさに一ぱいあるのであります。ないとは絶対に言えぬのであります。同時に地方の方へもその三分の一が行くのであります。従つてもしここで政府が当

時の約束通り一般財源から繰り入れを實行しておれば、軽油税創設の必要はないのであります。道路財源がないからというあなたの論理は、あなたの方が約束をそのまま実行しておれば、これは取る必要はないのであります。約束が実行されないから取るということになるのであります。この点についてどう思いますか。

○奥野政府委員 もつぱら道路費に必要な国の財源の面からお話があったわけでありませぬ。この国の事業に伴ひまする地方負担額が別途にあるわけでありませぬ。さいまして、目的税がございませぬと、普通税の収入がその財源に回つていくわけでありませぬ。これは別にひもはついていないわけでありませぬ。しかし地方財政の推移を見て参りますと、給与費であるとか、あるいは地方債の元利償還費であるとか、こういうものが年々非常な増勢をたどつておる。まして、これに一般財源が振り向けられるといたしますと、道路に從來与えられておつた一般財源のその割合において少くならざるを得ないわけでありませぬ。そういたしますと、やはり関連いたしましたとして、道路費のための財源を確保するという必要が生じて参るわけでありませぬ。地方財源全体をふやすのも一つでございますけれども、道路を重点的に考えました場合には、道路にひもをつけた財源をふやしていただく方が、道路の整備のためには沿うのじやないかと、いふふうにご意見を申し上げます。

○奥野政府委員 横山さんはもつぱら道路整備五カ年計画の対象道路について御議論になつておるのでありますけれども、五カ年計画の対象になつておる道路は国府県道のうちで一割に満たないわけでありませぬ。非常に大きなものが地方団体の単独事業として残されておるわけでありませぬ。これらならぬわけでありませぬ。地方財政が苦しくなれば苦しくなるほど、それらの予定されておる財源というものはなかなか回つてこないわけでありませぬ。その面からもやはり道路財源を充実しておきませぬことが、道路整備に役立つのではないかと、あるいは他の財政窮乏から障害を受けないことになつてくるのではないかと、いふふうにご意見を申し上げます。

第二の問題であります。揮発油を使つておる自動車と軽油を使つておる自動車との間には、やはり燃料費において不均衡があると考へておるわけでありませぬ。従いまして軽油引取税が課されることになりませぬ。また軽油を使用している自動車と揮発油を使用している自動車との関係をコスト計算をしてみますならば、それは可能ではなからうか、いふふうな考へ方を持つておるわけでありませぬ。

○奥野政府委員 もつぱら道路費に必要な国の財源の面からお話があったわけでありませぬ。この国の事業に伴ひまする地方負担額が別途にあるわけでありませぬ。さいまして、目的税がございませぬと、普通税の収入がその財源に回つていくわけでありませぬ。これは別にひもはついていないわけでありませぬ。しかし地方財政の推移を見て参りますと、給与費であるとか、あるいは地方債の元利償還費であるとか、こういうものが年々非常な増勢をたどつておる。まして、これに一般財源が振り向けられるといたしますと、道路に從來与えられておつた一般財源のその割合において少くならざるを得ないわけでありませぬ。そういたしますと、やはり関連いたしましたとして、道路費のための財源を確保するという必要が生じて参るわけでありませぬ。地方財源全体をふやすのも一つでございますけれども、道路を重点的に考えました場合には、道路にひもをつけた財源をふやしていただく方が、道路の整備のためには沿うのじやないかと、いふふうにご意見を申し上げます。

○奥野政府委員 もつぱら道路費に必要な国の財源の面からお話があったわけでありませぬ。この国の事業に伴ひまする地方負担額が別途にあるわけでありませぬ。さいまして、目的税がございませぬと、普通税の収入がその財源に回つていくわけでありませぬ。これは別にひもはついていないわけでありませぬ。しかし地方財政の推移を見て参りますと、給与費であるとか、あるいは地方債の元利償還費であるとか、こういうものが年々非常な増勢をたどつておる。まして、これに一般財源が振り向けられるといたしますと、道路に從來与えられておつた一般財源のその割合において少くならざるを得ないわけでありませぬ。そういたしますと、やはり関連いたしましたとして、道路費のための財源を確保するという必要が生じて参るわけでありませぬ。地方財源全体をふやすのも一つでございますけれども、道路を重点的に考えました場合には、道路にひもをつけた財源をふやしていただく方が、道路の整備のためには沿うのじやないかと、いふふうにご意見を申し上げます。

○奥野政府委員 横山さんはもつぱら道路整備五カ年計画の対象道路について御議論になつておるのでありますけれども、五カ年計画の対象になつておる道路は国府県道のうちで一割に満たないわけでありませぬ。非常に大きなものが地方団体の単独事業として残されておるわけでありませぬ。これらならぬわけでありませぬ。地方財政が苦しくなれば苦しくなるほど、それらの予定されておる財源というものはなかなか回つてこないわけでありませぬ。その面からもやはり道路財源を充実しておきませぬことが、道路整備に役立つのではないかと、あるいは他の財政窮乏から障害を受けないことになつてくるのではないかと、いふふうにご意見を申し上げます。

第二の問題であります。揮発油を使つておる自動車と軽油を使つておる自動車との間には、やはり燃料費において不均衡があると考へておるわけでありませぬ。従いまして軽油引取税が課されることになりませぬ。また軽油を使用している自動車と揮発油を使用している自動車との関係をコスト計算をしてみますならば、それは可能ではなからうか、いふふうな考へ方を持つておるわけでありませぬ。

○奥野政府委員 横山さんはもつぱら道路整備五カ年計画の対象道路について御議論になつておるのでありますけれども、五カ年計画の対象になつておる道路は国府県道のうちで一割に満たないわけでありませぬ。非常に大きなものが地方団体の単独事業として残されておるわけでありませぬ。これらならぬわけでありませぬ。地方財政が苦しくなれば苦しくなるほど、それらの予定されておる財源というものはなかなか回つてこないわけでありませぬ。その面からもやはり道路財源を充実しておきませぬことが、道路整備に役立つのではないかと、あるいは他の財政窮乏から障害を受けないことになつてくるのではないかと、いふふうにご意見を申し上げます。

○奥野政府委員 もつぱら道路費に必要な国の財源の面からお話があったわけでありませぬ。この国の事業に伴ひまする地方負担額が別途にあるわけでありませぬ。さいまして、目的税がございませぬと、普通税の収入がその財源に回つていくわけでありませぬ。これは別にひもはついていないわけでありませぬ。しかし地方財政の推移を見て参りますと、給与費であるとか、あるいは地方債の元利償還費であるとか、こういうものが年々非常な増勢をたどつておる。まして、これに一般財源が振り向けられるといたしますと、道路に從來与えられておつた一般財源のその割合において少くならざるを得ないわけでありませぬ。そういたしますと、やはり関連いたしましたとして、道路費のための財源を確保するという必要が生じて参るわけでありませぬ。地方財源全体をふやすのも一つでございますけれども、道路を重点的に考えました場合には、道路にひもをつけた財源をふやしていただく方が、道路の整備のためには沿うのじやないかと、いふふうにご意見を申し上げます。

○奥野政府委員 もつぱら道路費に必要な国の財源の面からお話があったわけでありませぬ。この国の事業に伴ひまする地方負担額が別途にあるわけでありませぬ。さいまして、目的税がございませぬと、普通税の収入がその財源に回つていくわけでありませぬ。これは別にひもはついていないわけでありませぬ。しかし地方財政の推移を見て参りますと、給与費であるとか、あるいは地方債の元利償還費であるとか、こういうものが年々非常な増勢をたどつておる。まして、これに一般財源が振り向けられるといたしますと、道路に從來与えられておつた一般財源のその割合において少くならざるを得ないわけでありませぬ。そういたしますと、やはり関連いたしましたとして、道路費のための財源を確保するという必要が生じて参るわけでありませぬ。地方財源全体をふやすのも一つでございますけれども、道路を重点的に考えました場合には、道路にひもをつけた財源をふやしていただく方が、道路の整備のためには沿うのじやないかと、いふふうにご意見を申し上げます。

○奥野政府委員 横山さんはもつぱら道路整備五カ年計画の対象道路について御議論になつておるのでありますけれども、五カ年計画の対象になつておる道路は国府県道のうちで一割に満たないわけでありませぬ。非常に大きなものが地方団体の単独事業として残されておるわけでありませぬ。これらならぬわけでありませぬ。地方財政が苦しくなれば苦しくなるほど、それらの予定されておる財源というものはなかなか回つてこないわけでありませぬ。その面からもやはり道路財源を充実しておきませぬことが、道路整備に役立つのではないかと、あるいは他の財政窮乏から障害を受けないことになつてくるのではないかと、いふふうにご意見を申し上げます。

第二の問題であります。揮発油を使つておる自動車と軽油を使つておる自動車との間には、やはり燃料費において不均衡があると考へておるわけでありませぬ。従いまして軽油引取税が課されることになりませぬ。また軽油を使用している自動車と揮発油を使用している自動車との関係をコスト計算をしてみますならば、それは可能ではなからうか、いふふうな考へ方を持つておるわけでありませぬ。

○奥野政府委員 横山さんはもつぱら道路整備五カ年計画の対象道路について御議論になつておるのでありますけれども、五カ年計画の対象になつておる道路は国府県道のうちで一割に満たないわけでありませぬ。非常に大きなものが地方団体の単独事業として残されておるわけでありませぬ。これらならぬわけでありませぬ。地方財政が苦しくなれば苦しくなるほど、それらの予定されておる財源というものはなかなか回つてこないわけでありませぬ。その面からもやはり道路財源を充実しておきませぬことが、道路整備に役立つのではないかと、あるいは他の財政窮乏から障害を受けないことになつてくるのではないかと、いふふうにご意見を申し上げます。

○奥野政府委員 もつぱら道路費に必要な国の財源の面からお話があったわけでありませぬ。この国の事業に伴ひまする地方負担額が別途にあるわけでありませぬ。さいまして、目的税がございませぬと、普通税の収入がその財源に回つていくわけでありませぬ。これは別にひもはついていないわけでありませぬ。しかし地方財政の推移を見て参りますと、給与費であるとか、あるいは地方債の元利償還費であるとか、こういうものが年々非常な増勢をたどつておる。まして、これに一般財源が振り向けられるといたしますと、道路に從來与えられておつた一般財源のその割合において少くならざるを得ないわけでありませぬ。そういたしますと、やはり関連いたしましたとして、道路費のための財源を確保するという必要が生じて参るわけでありませぬ。地方財源全体をふやすのも一つでございますけれども、道路を重点的に考えました場合には、道路にひもをつけた財源をふやしていただく方が、道路の整備のためには沿うのじやないかと、いふふうにご意見を申し上げます。

○奥野政府委員 もつぱら道路費に必要な国の財源の面からお話があったわけでありませぬ。この国の事業に伴ひまする地方負担額が別途にあるわけでありませぬ。さいまして、目的税がございませぬと、普通税の収入がその財源に回つていくわけでありませぬ。これは別にひもはついていないわけでありませぬ。しかし地方財政の推移を見て参りますと、給与費であるとか、あるいは地方債の元利償還費であるとか、こういうものが年々非常な増勢をたどつておる。まして、これに一般財源が振り向けられるといたしますと、道路に從來与えられておつた一般財源のその割合において少くならざるを得ないわけでありませぬ。そういたしますと、やはり関連いたしましたとして、道路費のための財源を確保するという必要が生じて参るわけでありませぬ。地方財源全体をふやすのも一つでございますけれども、道路を重点的に考えました場合には、道路にひもをつけた財源をふやしていただく方が、道路の整備のためには沿うのじやないかと、いふふうにご意見を申し上げます。

○奥野政府委員 横山さんはもつぱら道路整備五カ年計画の対象道路について御議論になつておるのでありますけれども、五カ年計画の対象になつておる道路は国府県道のうちで一割に満たないわけでありませぬ。非常に大きなものが地方団体の単独事業として残されておるわけでありませぬ。これらならぬわけでありませぬ。地方財政が苦しくなれば苦しくなるほど、それらの予定されておる財源というものはなかなか回つてこないわけでありませぬ。その面からもやはり道路財源を充実しておきませぬことが、道路整備に役立つのではないかと、あるいは他の財政窮乏から障害を受けないことになつてくるのではないかと、いふふうにご意見を申し上げます。

第二の問題であります。揮発油を使つておる自動車と軽油を使つておる自動車との間には、やはり燃料費において不均衡があると考へておるわけでありませぬ。従いまして軽油引取税が課されることになりませぬ。また軽油を使用している自動車と揮発油を使用している自動車との関係をコスト計算をしてみますならば、それは可能ではなからうか、いふふうな考へ方を持つておるわけでありませぬ。

○奥野政府委員 横山さんはもつぱら道路整備五カ年計画の対象道路について御議論になつておるのでありますけれども、五カ年計画の対象になつておる道路は国府県道のうちで一割に満たないわけでありませぬ。非常に大きなものが地方団体の単独事業として残されておるわけでありませぬ。これらならぬわけでありませぬ。地方財政が苦しくなれば苦しくなるほど、それらの予定されておる財源というものはなかなか回つてこないわけでありませぬ。その面からもやはり道路財源を充実しておきませぬことが、道路整備に役立つのではないかと、あるいは他の財政窮乏から障害を受けないことになつてくるのではないかと、いふふうにご意見を申し上げます。

十分な利益を持つておるといふふうにか、あなたがお考えになるならば、これはまことに認識不足ではなはだしいといわなければならぬのであります。交通業界の労働者が他の産業に比べて賃金が高いとおっしゃるならば、これはあらためて一つ労働省へ行つて賃金状態を勉強してもらわなければならぬと思つておられます。今料金というものは公定料金の制限下にあります。その公定料金を割つて輸送せざるを得ない激烈な競争状態にあるのであります。それはおそく自治庁としては御存じないところであります。そういうふうな料金を割つて輸送してやる中で、企業内で利益を食いとめるといふのはまことに軽率なお言葉と言わざるを得ないのであります。こういうことであつた企業内の利益で食いとめられると言つておられるだけでも、その根拠を一つ示してほしいと思つておられます。

○奥野政府委員 昨日大蔵委員会で軽油業者と揮発油業者とのコスト比較の表をお配り申し上げたわけでありまして、私たちが自動車業界の非常に苦勞なことを知らなかつたわけではございません。非常にむづかしいだろうと思つておられますけれども、揮発油を使つておられる自動車においては相対的な負担をなさつておられるわけだし、またそれとの関連において軽油を使つておられる自動車にある程度軽油引取税を負担してもらつても、やはり比較した場合には軽油を使った場合の方がコストが高くなるのだ、こういうふうな計算にはなつてこないものでありますから、何とかそこを企業努力によつて吸

取していただけるのではないだろうか。こういう期待をいたしておられるのであります。

○横山委員 その点抽象的なお話で、何とかなるだろうということでは納得できません。きのう拜見いたしました軽油引取税創設に伴うトラック、バス燃料等の調査、これはどういふふうな点から調査なさつたか知りませんが、修繕費一つ取り上げてみても、かかる低廉な修繕費で、このガソリン車なり軽油車なりを修繕できると、あなたは

お考えでありませうか。いわんや軽油車の方が修繕費が安いのであります。大型の軽油車を一べん修繕したから、どのくらいかかるとあなたは思ひますか。これはどういふおつもりでこの算出をせられたのか。先入主が軽油引取税を創設してもいいのだという根拠をお作りになつたと思ひます。根拠をなさつたと思ひます。これはあまりごまかすなから、本委員会でいつかこの関係の人が公述をするのであります。そのときにあなたも一つついでに、この数字であつた方は修繕をやつておられますかと聞いてもらひたい。これをあなたは政府の出された資料として天下に公表されるならば、ひがみかもしれません。岡目八目かもしれませんが少し軽率に過ぎる。もう少し十分に調査をしてこの比較を出し

てもらわなければ困る。こういうふう

に特に私は申し上げておきたい。一方これは運輸省が出した資料であります。これをみますと、バス運賃の方は昭和十二年を一といひたいと、二十六年以降一二〇がずつと続いております。トラック運賃の方はどうかといふと、昭和十二年を一といひたいと

と、二十六年以降一二五であります。ハイヤー、タクシー運賃がやっぱり昭和十二年を一といひたいと、二十六年以降二六八・八であります。車両価格はどうかといひたいと、昭和十二年を一といひたいと、二十六年が二五三・七、二十九年においては二九四・八であります。揮発油はどうか。昭和十二年を一といひたいと、二十六年は一〇六・八六、二十八年に至つては五七・一八、こういう数字を運輸省は発表いたしました。なるほどこれだけでは議論ができません。しかしながら先ほど言つたように料金は据え置かれておる。そうして物価がずつと上つておる。その上つておる中で料金が公定料金ではやつていけません。公定料金を割つて輸送しておるの

が今日のバス、トラック会社であります。従つてこの企業内努力でこれが食いとめられるという事は、軽油引取税だけ見れば、あなたはそうお考えになるかも知れません。しかしながら本年二月より創設されましたあの損害賠償

保険を考へてみましよう。あるいはまた先ほどお話をした諸税を考へてみましよう。一体どこに企業努力で食いとめられるという確信と自信をあなたの方はお持ちでありませうか。これは疑わざるを得ないのであります。従つてこの点についても、もう一回よく自治庁の方としてこれを取るといふならば、これであなたの方がやつていけるはずだといふもの、企業内努力でこの税は食いとめられる、今トラック会社なりバス会社はこれだけの利益あり、従つて間違いないという証明を本委員会に提出を願ひたいと思つておられます。

次に質問いたしますが、これは当委員会の所管ではないのであります。この税を創設するに際して忘れてならぬ政府の立場というものは、日本の自動車産業の問題であります。経済五年計画の中で、政府はこのディーゼル車の発展という事に非常に注目をいたしまして、そしてディーゼル車こそ日本の自動車産業が伸びる道である、こういうふうな予期をいたしまして、通産委員会においてはいろいろな角度から議論をされ、その輸出を増進するという立場をとつたものであります。この政府の育成助長の方向によりまして、ディーゼル車は非常な発展を見せました。ガソリン車との輸出状況を比較して見ますと、二十七年においてガソリン車は六百八十六台と、三十年においては六百八十六台とどまつておるのであります。ところが政府の育成助長の方策を受けたディーゼル車は、二十七年が百七十三台であるにかかわらず、三十年は四百五十二台、三十二年はさうお考えでありませうか、この点を伺つておきたい。

○早川政府委員 もっと大きい、地方財政をこえた産業あるいは貿易政策としてディーゼル車の発展ということは御同感でございます。さればこそ、部にはガソリン税一万三千円というものと差をつける必要なしという極端な議論もありましたが、われわれはその二分の一以下のキロワットル当り六千円という大きい差をつけておるのであります。そういう面からディーゼル車というものが引き合はなかつたというふうな姿にならないように、それはひいてディーゼル産業が進展するように、特に配慮いたしたつもりでございます。

○横山委員 あなたもそういうことを

な状況の中で、いま一步といふときに何がゆゑにディーゼル車を目的かたきにしなければならぬのであろうかといふことでもあります。これは明らかに通産省における自動車産業育成の方向と、税制における方向との矛盾がここに現れて参つておるのであります。この軽油車から税をとることによつてすぐにディーゼル産業に重大なる影響を与えらるゝといふふうに簡単に言つては参りません。しかしながら、政府の一貫した方向といふものについて、ここに通産省と自治庁との間に何を一体話をしておられるのかといふことを考へざるを得ないのであります。一步ここで税金をとるといふことになれば、税金は減つたことにはない。いわんや目的は減つたことにはない。ふえるばかりであります。こういう中から通産省と自治庁との間に重大な矛盾が起る。政府の経済五カ年計画の中に入つておられますディーゼル車の発展について、どうお考えでありませうか、この点を伺つておきたい。

御存じであれば軽油税という名前は出てこないと思つております。もしも政府の五カ年計画の中におけるディーゼル車の発展ということが、政府の一貫した方向として策定されたものであるならば、自治庁はそんなことは聞いておりませんと言えないはずであります。もしもそういう方向を自治庁の中へ入つて了承いたしましたし、すなわち、一キロリットル当り六千円という数字は少くとも私は出てこないと思つておられます。今日この六千円という額によつて、総額二十四、五億ありますが、それを負担をいたします業界は限定された数字でありますから、一社なり一企業なりに当る税は決して少くはないのであります。そういうことは、ひいてはこのディーゼル車の発展に対して影響を与えることは、火を見るよりも明らかなことといわなければなりません。その点については、自治庁として、政府としても一歩お考えになるべき重要な点であるという事を私は警告をいたしておきたいと思つております。

私は今日いろいろと申しました。しかし、私が言つておりますことは、社会党の今までの議論を繰り返しておるのではありません。ことごとく政府が今日まで言つて参りました点を中心として、その基盤に立つて質問をいたしておるのであります。私どもの立場からいふならば、もっと果敢な、根底の違つ議論から出発をしなければならぬのであります。それでは議論の中心がしつかりと結び合いませんから、私の意見の土俵場を、あなた方が今までいっておみえになりました土俵場に入つて、議論をいたしておるといふこと

とを忘れないでもらいたいと思つてあります。しかもその土俵場に入つた質疑応答において、明らかにあなたの方としてはまことに苦しい御答弁のように承ります。この点については、大体増税をするということが実は苦しいのであつて、そういうことさえなかつたら、楽な議論になるかもしれません。けれども、一つ一つの問題を取り上げてみると、どうしても、この軽油税については再考慮をお願いするべきことだと思つております。最後に私はこの法案の若干の条文を取り上げて御質問をいたしたいと思つております。昨日奥野さんの話が十分にできておりませんから、もう一度早川さんにも十分に一つ聞いてほしいと思つております。これが用途別免税であるという点から発する問題であります。税を負担いたしますのは交通関係である。しかし、税を担当いたしますものは軽油の特約店であります。全国にありますが、油の販売をする業者が、この税を特別徴収者として扱うことになるのであります。それによつて、先ほど申しましたように、六千円安く売れる者と高く売れる者の二つができて参ります。人情として安い軽油がほしいのはだれでも首肯し得るところであります。法律を破つてまでという人間はないと、あなた方は思つてはおいでになりませんか。これは、用途別免税の弊害によつて、必ず問題が起るであらうというところが予想できるのであります。さればこそ、この軽油引取税の七百条の条文の中で圧倒的に書いてあることは、一キロリットル六千円とるということではなくして、これを破つた者をどうするかということばかりであります。こう

いふ法律は私はあまり見たことがない。しかも一番きつといたしますものは、七百条の九並びに二十六であります。七百条の九を讀みますと、「次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する」と書いてある。その三号に、前条第一項の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者または虚偽の答弁をした者は五万円以下の罰金だ。七百条の二十六には、自治庁職員の検査に対して、自治庁職員の質問に対し答弁をしない者があつたり虚偽の答弁をした者はこれまた五万円の罰金だ、こういふおつた五万円の罰金であります。おしやつんぼはどうなるかといつて、昨日話がありました。自治庁や大蔵省の職員、徴税吏員が特約店に行つて、あなたのところは何ししているかと言つて、それに黙つておつたら五万円の罰金を課する、早川さん、どうですか、この点は早川さん一つ聞きたい。黙つておつたら罰金を五万円とるつもりですね。

○早川政府委員 税務部長からかわつてお答えいたします。
○横山委員、ちよつと待つて下さい。これはちゃんと法律に書いてあるのですよ、早川さん。七百条の九、七百条の二十六を見て、あなた自身から一つ答弁を願ひたいのです。書いてあるから書いてある通りでありますと言えは、いいじゃないですか。
○早川政府委員 これは各税みなそうですが、この権限の裏づけになつておりますので、これだけを例外にしない、こういう建前であります。
○横山委員 では、ほかの税になきにもあらずというところについては、首

肯をいたしましょう。しかしこれは軽油引取税、軽油に対する税金ですね、ほかにも例があるからこれに入れたといふことでは、私は納得ができません。あります。これは問題になつておる軽油引取税ですから、これは各地において当然波乱が起ると思つてあります。軽油特約店に対して自治庁の職員ががが銀行行くといふことは想像にたかくなないのであります。おそらく自治庁は、この法律が通ればいろいろと細目規定をお出しになつておやりになると思つておられますが、どんなものをお出しにならうと、これを持つて自治庁の職員が特約店へ行つて、どうだお前のところはごまかしておつたら五万円と罰金を課されるのは厳然たることとあります。もしその特約店の大将がおしであつたら、何もなくても五万円の罰金とられるのであります。ここにおしとつんぼは但し税金はとらぬと書いてあれば別であります。あなたの方は、今早川さんは困つておるようだけれども、こういうことはしな

いと約束できますか。
○早川政府委員 これは裁判所で罰金なんかは課するわけですから、五万円払えといふっていいない。五万円以内でしかもそれぞれの情状がございまして、横山委員も御承知のように、今申し上げましたような非常識な事態は起らない、これは一般の従来例から起らないと確信しております。
○横山委員 そういふことはよく間違ひが起るものであります。非常識だといふ聞いておられるけれども、世の中の人の話を聞くと、私は大蔵関係におるのでございすから、まあまあさう言ふなとい

うのであります。税務署と警察署へ行くのはほんとうにやだといつていゝ。警察官が家にくる、税務吏が家にくると、ほんとうにひやつとすると人が言うのであります。その税務署の人、自治庁の人が来て、お前さんのところはどうかと言つたときに、私のところはこれこれでございますと言つても、自分のところがどんなに白であつても、何か探りはせぬかと思つて言葉が少くなるのは、これは当りまえのこととあります。その当りまえのことに、税務署の人、自治庁の人が最初から、これは五万円だけれども三万円くらいだぞ、一万円くらい罰金をとるぞ、こんなことを言いますよ。五万円と法律に書いてあるよ、こう言ふであります。う。こういう点については、学者である早川さんにお伺ひしたいのであります。憲法三十八条に何人も、自己に不利な供述を強要されないといふことがあつた。これは黙秘権と称するやつであります。これは法律の学説に二つある。これは刑法だけに適用するのであるといふ学説もある。しかしながら、現に刑法に触れたような人ですら黙秘権があるのに、軽油引取税をとられるのに黙秘権がないといふのは、常識では考えられぬのであります。自治庁は、そんなことは知らぬ、この法律を法制局に回したらちゃんと書いてくれた、おれの方では担当でないといふなら、もう一べんこの条文について考え直さなければならぬところとあります。

私はここに一例をとりました。さらにもう一つ例をとつてみましょう。七百条の二十一にこういうことがありま

す。軽油引取税を全部または一部を納入ができないと認めるときには、担保を提供したときに限って二月待つてやることが書いてあるのではありません。ところが一方同時に、地方税の改正案の過ぐる国会から問題になりましたあの官給領収書というやつでありました。官給領収書がらんやわんやの大騒ぎをして、ここに解決案があなたの方から提案されている。この解決案によりますと、この遊興飲食税については担保は要らないのであります。しかも三カ月待つてやるといふのであります。飲んだり食ったりする方は担保なくして三カ月待つてやると。軽油引取税の方は担保を出せ、二月しか待つてやらぬ。一体どうしてこういうことになるのですか、この点をお伺いします。

○早川政府委員 前段の黙秘権の問題、これは刑事事件に限ることは御承知の通りでございます。行政的な質問に対してこれを答えないというような場合に、公共の福祉の上から申しまして罰則があるという事は、単にこの軽油引取税の法律に限らないのであります。従って全然憲法のその問題とは無関係であります。次の問題は税務部長からお答えいたします。

○奥野政府委員 軽油引取税の場合には、担保を提供すれば当然の徴収猶予になります。遊興飲食税の場合には、これは公給領収書の制度に従いまして、売掛のものも明確に記入していただければその実態に従って徴収するのです。が、法文の上では徴収猶予することができない。いずれもその間の取引の実態に従いまして、その間の差別、あるいは揮発油税との関連がございます。こういう建前にしているわけであり

ます。実態的にはどつちに有利にしているというわけではないのでございまして、実態が違ふから違ふ実態に依じて徴収猶予の制度を設けている、こういうわけでありませう。

○横山委員 早川さん、誤解をしないようにしていただきたいのですが、憲法第三十八条が刑法だけに適用するといふのは、私たちが言っているのではありません。私たちが言っているのは、しかし多くの学者が、刑法のみならず一般的に適用し得べき問題であつて、被疑者だけが黙秘権がある、一般の国民や、民法とかそういう関係の刑法以外のところには黙秘権がないのだ、こういう議論として成立しない。理論を離れて常識として成立しない。どるほうにしたと疑われてつかまつた人が黙秘権があるのだ、そうして自治庁の職員が特約店に行つたときには、特約店の大将に黙秘権がない、どうし

て罰則があるという事は、単にこの軽油引取税の法律に限らないのであります。従って全然憲法のその問題とは無関係であります。次の問題は税務部長からお答えいたします。

○奥野政府委員 軽油引取税の場合には、担保を提供すれば当然の徴収猶予になります。遊興飲食税の場合には、これは公給領収書の制度に従いまして、売掛のものも明確に記入していただければその実態に従って徴収するのです。が、法文の上では徴収猶予することができない。いずれもその間の取引の実態に従いまして、その間の差別、あるいは揮発油税との関連がございます。こういう建前にしているわけであり

金だということ、百万円まではきちんととる、あとの五十万円は全部か一部をまけてやると法律に堂々と書いてあるのであります。そうすると、どうせやるならでかいことなされて、三百万円か四百万円の罰金を課せられても、百万円は確実に取られるけれども、二百万円か三百万円はまけてもらえ

る。税金ではなしに罰金の金額の問題でありませう。量刑の均衡の問題と考えております。

○奥野政府委員 これはもつぱら量刑の問題でありまして、他の罪との均衡からこういう罰金のきめ方をいたして

○奥野政府委員 他との均衡だとおっしゃるが、軽油引取税それ自体について、そんなに均衡を考へる必要があるかどうか、私はそれを言いたいのです。明らかあなたの方は、この軽油引取税によつて犯罪者の切符の横流しや、あるいは免稅輕油の横流しが天下に横行するであろうという予測のもとに作られ、それなるがゆゑに、輕油を他の何と比較されたか知りませんが、輕油引取税ということ以上に、この犯罪攻勢に対して万々遺憾なき措置を講じてお

○大矢委員長 大臣はちよつと差しつかえがあるやうです。

○門司委員 私は地方交付税法の一部改正に関する法律案で、大臣の説明の内容について少し聞いておきたいと思

○門司委員 それならば奥野君からでも次官からでもいいから、大臣に一つ話しておいてもらいたい。

もりたいと思つたのでございませう。時間が長くなりまして、ほかの委員の方の質問を打ち切ることになりました。軽油税というものは、あなた方政府としてあるいは与党として今日までよつて立てた意見、公約に対して、私はきょう一時間ばかり御質問をいたしましたが、その立場に立つてこれは首肯しがたい問題であります。従つて私は本委員会へ提案をされましたこの問題について、政府自体としてももう一回御勘考をお願いしたいと思います。同時に与党の皆さんにもお願いをしたいのであります。条文それ自体の個々の中にも多くの矛盾をはらんでおるのであります。いわんやこの輕油税創設それ自体にも、論理の上からも問題がある。今日石油の關係業者あるいはまた交通業界の業者、あるいは自動車産業を担當しておる業界及びそれらの下にある全

○大矢委員長 門司君。

○門司委員 今横山君からいろいろ質問がございましたが、きょうは大臣おいでになりませぬか。

○大矢委員長 大臣はちよつと差しつかえがあるやうです。

○門司委員 私は地方交付税法の一部改正に関する法律案で、大臣の説明の内容について少し聞いておきたいと思

○門司委員 それならば奥野君からでも次官からでもいいから、大臣に一つ話しておいてもらいたい。

その意味が、もし都市が非常にふえてきて、そうして従来町村であつたものが新しい市になつて、——御存じのやうに市の数は今日五百を数えております。新しい市というものは、御存じ

正につきまして新たに投資的經濟にかかわる補正を行うこととしたこととございませう。これはいいと思つたが、「御承知の通り現在の態容補正は、市町村の都市化の程度により、行政の質の差を測定しての補正でありまして、道府県分については」と、こう書いてあります。問題は、「市町村の都市化の程度」という言葉を使つておるのではありませんか、これは一体何を意味するか、これを一応聞いておきたいと思つたが、これは何を意味する言葉でありますか。

○奥野政府委員 私から申し上げて誤解を生じてまいけませんから、財政部の方へ連絡をしておきまして、この次の機会に最初にお答えするようにいたします。

○門司委員 この次の機会といつても、総括質問は月曜まででしょう。あと小委員会に移すということになつておるので、一応聞いておきたいのだ

○早川政府委員 ちよつと私正確な大臣の御説明の内容、御質問の趣旨がわかりかねますので、後ほど大臣から別にお答えする機会を作りたいと思つたが、これを一応聞いておきたいと思つたが、これは何を意味する言葉でありますか。

○門司委員 それならば奥野君からでも次官からでもいいから、大臣に一つ話しておいてもらいたい。

その意味が、もし都市が非常にふえてきて、そうして従来町村であつたものが新しい市になつて、——御存じのやうに市の数は今日五百を数えております。新しい市というものは、御存じ

その意味が、もし都市が非常にふえてきて、そうして従来町村であつたものが新しい市になつて、——御存じのやうに市の数は今日五百を数えております。新しい市というものは、御存じ

するならば、やはり国自身が持つておる財源を地方に委譲することによって、そして自主財源を与えるという形でなければ、正しい意味の国と地方との税調整にはならないのである。毎年毎年新しい税金ができてきて、そして国民の負担によつてのみ地方財政をカバーしていかうとしてゐる。しかし国民の負担には限度がある。これ以上税金を取られてはおそらく日本の国民はかなわぬと思う。政府は少しもの見方に間違ひがありはしないかと思つて、今のような質問をしたのでございませうが、そうすると政府の腹は三十二年度には必ず国と地方との財源の配分の方法を考へるということに解釈してよろしゅうございませうか。

○早川政府委員 その問題は富裕県、貧乏県の財源調整のときにも問題になりましたが、従来大蔵官僚といわれる方々は財源調整といへば自治体独自の財源調整、われわれは国と地方との財源調整を主に考へなければならぬ、そこに根本的な食い違ひがありましたので、この問題は昭和三十三年度の総合的な税種の再配分のときに考へようじやないかということございませう。

するならば、同時に地方はそれだけ充実するわけでありませうから、国の方でも公債によるべき部面があれば公債政策をあわせ併用することによつて、国の税の増税という方法によらなで財源調整をしていくという結果にならざるを得ませぬので、税源調整の問題は国の中央、地方を通する公債政策に一つの新しい考へ方をしなければ、門司委員の言われるような国民の税負担によらないで、地方財政再建ということは突は水が漏れることになりませうので、税源調整は同時に起債政策の再建ということとあわせ根本的に考へなければならぬ。しかしそれはあまりにも重大な問題でありますので、昭和三十三年度における問題として持ち越したような次第であります。

○門司委員 むずかしいお話になつてくるようですが、公債政策まで持ち出されてくると私の方でも公債政策を言わなければならぬことになる。私もが申し上げておりますのは、国と地方との財源調整をはかつていくことによつて、何も増税をしなくてもわれわれはやれる部面がかなりあるのではなからぬかという考へ方がおのずから出てくるのであります。このためにはどういふ措置がとられるとかいうことはいろいろ問題もございませうが、たとえば今公債の問題を出しになつておられますが、公債についても、政府が今のような公債に対する態度をとつておられるならばこれはどうにもならぬでしょう。地方財政というものの解決をするには、もちろん財政上の個々のごういふ税金をどういふふうに分けていくか、いわゆる財政をどういふふうに分けていくかということも一つの大きな問題であります。

な問題であります。今次官の方から言われた、公債政策に手をつけられない限りは地方財政の建て直しというものはできないのであります。私はここで国のそれらの公債政策といふものを一応たな上げして、もう一度税金の問題を聞いておきますが、税金の問題につきましても、直接国民の生活に關係のある、一つの税金の体系を持つておられますいわゆる収益税に主を置かれるのか、あるいは国民の財産として持つておる固定資産税その他、一つの固定されたものによつて税源を得られようとするのか、あるいは流通税によつてそれらの調整を行おうとされておるのかというようなことは非常に大きな問題であります。来年度の税の調整の中でそういうことを一体どの程度あなた方は考へておられるか、こういうことが一応考へられる。それから同時に、私の心配しておりますのは、それらの問題をずっと考へて参りましても、一年でこういう財源の調整ができるなどということは考へられないのです。三十二年度でできると言つていけるけれども、三十二年度ならことし出ていなければならぬ。三十二年度で一体調整ができますか。三十二年度で調整ができるなら、ことし、三十一年度の地方財政をまかなうことのためにこういう新税を作る必要はないか、さつき申したような三つの体系について政府はどういうように考へになるか、一体どこを中心にしてお考へになるつもりですか。

○奥野政府委員 御承知のように昭和二十五年からわが国の税制が直接税中心主義になりまして、英米の系統に属するようになつて参つたと思ひます。一般的には欧州大陸のような、もう少し間接税に比重を置いた体系に移した方がよいのじやないかという議論も出ておるように思ひます。さらにその後、諸改正ではだんだん直接税の比率が下つてきておるやうであります。しかしこれをどうするかと申すことは非常に重要な問題でありまして、現在臨時税制調査会におきましても、門司委員の御指摘になりましたような問題を中心にして議論がなされておるわけでありませう。従いましてまだ政府としてはどうするのだという結論は持つていないわけでありませう。答申を得て十分考へられることになるだらうと思ひます。

○門司委員 答申を得てと言ひますが、答申はいつあるのかわからぬのに、架空の議論をあなたとしても仕方がない。その次に早川さんにちよつとお聞きしたいのですが、公債政策については政府はどういうふうにお考へですか。現在のままでよろしいとお考へですか。もし公債に手をつけるとすれば、どういふ形で公債に手をつけたいとお考へですか。それをはっきり聞いておきたい。

○早川政府委員 本年度の一つの考へ方はこれは前進をしたと思ひます。といふのは一般会計では本来起債によるべからざりしものまで起債によつておつた面もありましたので、本年度一般会計の起債額は減りました。それから借りがかえをかなりやりまして、金利も非常に低下させ、これは本年度において実現をしたことであります。さらに根本的な問題は、先ほど申し上げました

ように、国が本来起債によるべかりしものまでも、ドッジ・ライン以来超均衡財政の名のもとに一般の税金によつてまかなつて参つた。参つたばかりではない、さらにインペントリー・ファイナンス、公債の元利支払いまでも税金でやつた。ところが地方は、先ほど申したように起債によるべからざりしものまでも、財源がないので起債によらした。こういう根本的なプリンシプルを変えなければ公債問題は解決しない。従つてそういう基本問題にメスを加えていくことが来年度の根本的対策だと思つておられます。従つて本年度も少くとも利子の面におきまして半額国庫負担という案を出し、またが御承知のように交付税をもらつておる団体に対しては交付税形式によつて元利六百三十億というのを見るという程度にとどまりまして、制度としては利子半額負担ということではございませぬ。

さらにもう一つ考へられるのは、かつて地方が外債を背負つたことがありますが、それを国で借りがえをいたした前例がございませう。そこまで進めばこれは非常に大きな改革であります。同時にそれは各自自治体同士の不均衡という問題ができますので、あの場合のように果していかどうか、財務当局がそういうことに賛成するかどうか、突は自信はないのでございませう。いすれにいたしましても中央地方を通ずる総合的な起債政策、公債政策という方針を確立するならば、公債問題による地方自治体の負担は非常に軽減されるのではないかと、かように私は考へておるのでございませう。

○門司委員 その点は非常に重要な問題ですが、借りがえをするということ

は、私は政府が腹さえきめればやれると思ひます。外貨公債の借りかえをやつたことがあります、たとえば米貨公債であるとか、フランスからきておつた仏貨公債を一億五千万円も借りかへした事例があります。ずっと昔の話です。私もその渦の中におつたから事実よく知っております。今のお話の程度では、公債政策に対するいわゆる將來のものの方として私は私にそれによろしいかと思ふ。しかし現実を持っております。地方の公債を一体どうするかという事は非常に大きな問題です。本年度の財政計画を見ましても、御承知のように七百十億の起債を認めております。その内容は、今次官のお話のようにしたいということであり、いかにいかに公債費が七百十億出ている。これが借りられることになつておりますが、一方地方の財政計画から公債費、いわゆる元利の償還額というものは六百二十三億になつておる。従つて七百十億を貸してやるということも取り上げられる金が六百二十三億あるのでありまして、地方の自治体は起債によって一体どれだけほんとうに仕事ができるかどうか、六十億の首切りの起債もこの中に入るかもしれない、これもあるでしょう。さらに八十億そのかわりに借りかえてやつたではないかという話も出るかもしれない。しかしこれは単なる資金繰りに多少役立つということであつて、公債政策の根本に觸れてないと思ひます。少くとも公債政策の根本に觸れようとするれば、この際日本の公債政策の中で最も悪い点である、償還期限が非常に短いということの問題としなければならぬ。地方は借金を返すことのためにまた借金をしなければならぬという根本的な悪循環がここにありはしないかと思ふ。これはまだ幾らかいいのであります。来年再来年になりまして、結局元金の方をよけい扱わなければならぬ。利子の方は下つてきて支払いが少なくなつてくるが、元金の方の支払いがふえてくるという現象が、三十二年度にはもうくると思ふ。それがきましましたら公債政策というものは、もう今のようなら資金繰りだけのものか、今のように役に立たなくなつてくる。少くともこれをどこで調整するかというところが、今日非常に大きな問題だと私は思ふ。だから十年先の公債政策に対する方針は、今お伺ひしました方針でいいかもしれない。しかし現実の問題として、今起つておる現象をどう解決していくかということが一つの問題であります。次官も御承知だと思ひますが、地方が借りておられます公債は、わずか五年か六年しか償還期限がないという非常に窮屈なものであります。一般の公債にいたしましても二十年が最大の限度であります。かりにこれを、地方財政がきつめて豊かと思ひ申し上げませんが、充実しておると考へられるイギリスあるいはアメリカの例をとつてみましても、地方の起債に對する償還年限というものは非常に大きな開きがある。イギリス等のときとはほとんど借りつげなして返さなくていいと考へられるような、はつきり償還の期限がきつめておるようなものもある。はつきりきめておるところも六十年ないし八十年の、しかも繰り上げ償還を許さぬというふうなことになつておつて、割合に緩慢にできておる。

アメリカにおいても大体同じような歩調をとつてきておる。従来日本の国家財政の上から資金繰りというものが非常に忙しい状態にあつたときは、政府が一応こういう政策もとるべきではなかつたかというのを、われわれは百歩譲つても今日の状態はそういう必要はないと考へる。それほど急速に地方に出した金を取り上げて資金繰りをしなければならぬほど、政府も困つてはいないんじゃないか、また市中銀行もそういう事態じゃないと思ふんです。十分資金繰りはつくはずだと思へる。こう考へて参りますと、少くとも当面の地方財政を救済する一つの策として、この公債に對して資金を回収されまする時期を延期する、いわゆる公債償還年限を延期する、あるいは元金の償還を一応たな上げにする、そのいづれかの方法をとらなければ、今日の段階ではもはや公債政策はどんなに理論的に將來の問題がきれいな姿で片づけられようとしたしましても、現実の問題としては地方財政は行き詰まるんじゃないかというふうな考へられる。御承知のように本年度の未償還額は五千億をこえておるのであります。五千億の借金を持つておる地方はこの五千億に對する処置を先に早く明確にしてやらないと、將來こうしてやるとかこうする考へ方だというだけでは、地方財政の今日の救済はできないと思ひます。この点についての政府の考へを、もしお考へがあるならばはつきり聞かしていただきたい。

○早川政府委員 門司委員の御心配の点で私が多少意見を異にするのは、地方の公債は少くとも全地方財政の一割程度は持つてもいいと思ふ思ふんです。従つて一千億以内、現在公益事業債も入れますと一割八分から八分五厘になつておりますが、問題は公債の内容の構成なんです。公益事業とか電源開発とか、あるいは漁業とか林業とか水道とかいうような面の公債が相当ふえまして、問題は無いと思ふんです。従つて一般会計の問題になるんですが、その中でもむしろ利子だと私は思ふんです。アメリカの起債は御承知のように利子が二分五厘でございまして、かつて日本でも地方債は三分五厘だったんです。現在は六分五厘といふべらほうな。一般の市場利子から言つて安いでありますけれども、国際的な利子また過去の日本の利子から申しますと非常に高いんです。この問題は全般的な銀行行政、金利行政と関連いたしますので、今のままの六分五厘あるいは一般公債の一番低いのが七分三厘です。それで、それでも十分三厘という状態が三三年、五年、十年と続くのではやつていけないと思ふ。しかし私は今の情勢から申しますと利子はほとんど下つていくんじゃないかという非常な期待を持つておるのでございまして、その点は自治体だけではどうにもならない全般の大蔵当局の利子政策に関連いたします。さらに今お申し越しの借りかえにつきましても、これは少し金額が少いんですけれども、御承知のように借りかえは考へておりました。長期、低利という方向に持つていきたいと思ひます。

○門司委員 どうもそういう通り一べんの答弁が困るんです。そんなことは百も承知しているんだ。それならば私ははつきり言うけれども地方債の内容です。たとえば昭和十年ごろから

昭和二十四年ごろまで、ずっと内容をみてごらんない。その当時の内容はどういう形になつておるか、今の内容よりもはるか今お話になつた公営事業の方が多かつた。従つて借金の率は多かつたのであります。借金の率が多かつたけれども、借金が苦にならなかつた。それは内容がよかつたから苦にならなかつた。最近では内容において悪いから、いわゆる地方財政計画に對する總体の金高からいけば少い金高である、地方の財政が行き詰まつたからといふことは、内容が悪かつたからといふことは、はつきりしておる。従つてこれは改めようといふあなたの方の考へ、このお考へについても、一応の私ども質問の考へ方としての行き方からいへば、どの程度に一体貸し出しをされようかということも質問したいのであります。それは従来地方から申請をされた一般公債というものについての政府の許可額というものが、大体申請した額の五二%から六三%になつておる、それから公營企業の申請額に對する許可額というものが二二%か二三%しか今日まで許可しておらない、これは今までの次官も承知しておるような資金繰りの誤まりがそこにあつたと思ふ。これを是正されようと思ふことは一つの方法であります。私はそれについて思ひつきをきよう言つておるのじゃない、借金というものは幾らふえたところでも、それを償還する能力が出てくればこわくないのです。また地方の自治体に公債がなくなるなどということはあり得ない、これはできることなのであります。ただ問題になりますことは、戦後の六三制あるいは道路の拡張その他で非常にたくさん財政を必要とする

地方の自治体に対して政府から貸し出した公債が、少くとも耐用年数の半分以下になっているのがたくさんあるという事であり、これは次官の方がよく知っていなければならぬと思うが、公債の原則としては少くとも償還年限というものが耐用年数と相一致するということであり、従って学校の校舎を建築するに借りた金は、校舎の耐用年数、少くとも政府は三十五年ないしは四十年を考へ校舎と見るならば、四十年のうちに返せばいい、それが十五年ないし二十年、短かいのは十年くらいで返せという。ここに非常にたくさん新たな経費を要するときに、一般財源に起債をたくさんつけたということとはわかるのであります。わかるがしかしその起債のつけ方というものが、そういう非常に短かい年限に無理があるのであります。従って政府はこれをはっきりしようとするならば、金利を下げることも一つの方法でしょうが、少くとも公債の償還の年限をこの際十年なり十五年なり延ばしてやるという一つの形がとらるべきだ。そして一般の財源についての公債を抑制していくということになれば、地方財政の確立というものは困難だ。これは非常に大きな問題であります。しかし政府は思い切ってこれをやらなければならぬ。この間大蔵大臣と一時間半くらい議論しておりましたが、大蔵大臣もなかなかうんと言わない、大蔵大臣は高利貸しのような考え方をして別の考え方だ。自治体の味方としての自治庁の考え方は一体どうかということ、この際もう一つ賢明な次官からはっきりしてもらいたい。

○早川政府委員 義務教育の施設の起債に対しては、全く門司委員のお考えに私は同感なのです。耐用年数、それから金利が六分五厘という、そんなばかなことは私はないと思っております。ただこれは自治庁だけの問題ではなくて、一般の金利政策と関連いたしますので、なお御趣旨の線に沿いまして最善の努力をいたして検討いたしたい、かように思っております。

○大矢委員長 大臣がきょう出席できないようですから、本日はこの程度にいたしたいと思っております。

次会は二十七日午前十時半から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十八分散会